

新日本製鐵株式会社室蘭製鐵所中央発電所リプレース計画 に係る第二種事業についての判定について

平成22年4月26日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

当省は、新日本製鐵株式会社室蘭製鐵所中央発電所リプレース計画(更新)に係る第二種事業について内容を確認した結果、本計画は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められるため、環境影響評価法(第4条を除く)の規定による環境影響評価その他の手続きが行われる必要がないと判定し、本日、同法第4条第3項第2号の規定に基づき、新日本製鐵株式会社及び管轄する北海道知事に対し、その旨の通知を行った。

(これまでの手続き)

第二種事業概要等の届出受理	平成22年 2月26日
北海道知事意見照会	平成22年 3月 3日
北海道知事意見受理	平成22年 3月29日

問合せ先:電力安全課 吉田、河合
電話03 - 3501 - 1742(直通)
03 - 3501 - 1511(代表)
4921(内線)